

設計者	審査者

# 設計業務委託料算定書

委託名：令和8年度 妙義（下高田・諸戸）地区消防団詰所新築工事設計業務委託

# 内 訳 書

業 務 委 託 名      令和8年度 妙義(下高田・諸戸)地区消防団詰所新築工事設計業務委託

業 務 委 託 場 所      富岡市 妙義町下高田外 地内

## 内 訳 書

項 目	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
(下高田)					
A 設計費	1	式			
B 諸経費	1	式			技術経費共
C 特別経費	1	式			
計					
(諸戸)					
A 設計費	1	式			同規模・同類の設計による低減
B 諸経費	1	式			技術経費共 同規模・同類の設計による低減
C 特別経費	1	式			
計					
業 務 価 格	1	式			(下高田)+(諸戸)
消 費 税 相 当 額	1	式			税率 10%
合 計	1	式			

## 設計業務委託仕様書

1. 業務委託の名称 令和8年度 妙義（下高田・諸戸）地区消防団詰所新築工事設計  
業務委託

### 2. 業務概要

委託業務の概要は次のとおりである。

#### (1) 設計概要

妙義地区において、消防団分団が6分団から2分団へ再編されることに伴い、再編後の各分団の拠点として次に掲げる消防団詰所を新築するため、これにかかる設計業務を行う。なお、これに付随する関係法令による必要な手続の調整を含むものとする。

ア 下高田地区消防団詰所

イ 諸戸地区消防団詰所

#### (2) 工事場所

ア 下高田地区消防団詰所

(ア) 工事場所 富岡市妙義町下高田1301番地1

(イ) 敷地面積 1,007.06㎡

(ウ) 用途地域 無指定地域

(エ) 形状地質 平坦地

(オ) その他

イ 諸戸地区消防団詰所

(ア) 工事場所 富岡市妙義町諸戸85番地5

(イ) 敷地面積 420.00㎡

(ウ) 用途地域 無指定地域

(エ) 形状地質 平坦地

(オ) その他

#### (3) 建築物の概要

下高田・諸戸消防団詰所共

ア 用途 事務所等

(令和6年国土交通省告示第8号別添2第4号第1類)

イ 構造 鉄骨造

ウ 階数 地上2階

エ 延べ面積 100㎡程度

オ 設備 電気設備、空調設備、給排水衛生設備、ホース乾燥塔等

カ その他 耐震安全性分類Ⅲ類  
(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による)

(4) その他

本業務の委託費は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」を準用して積算している。

なお、上記基準類は以下の国土交通省ホームページに公開されている。

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_gyoumusekisankijun.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_gyoumusekisankijun.htm)

3. 対象外業務

本業務の対象となる下高田・諸戸地区消防団詰所は、それぞれ、同用途、同構造、同規模及び同想定工事費であり、同時に業務を行うことによって、仕様、材料の選定、積算等に重複する業務があるため、基準となる一棟の業務人・時間に対して、もう一棟の業務人・時間を0.5倍として積算している。

4. 想定工事費

(1) 総額 約90,000,000円(税込)

(2) 内訳 下高田・諸戸地区消防団詰所それぞれ約45,000,000円(税込)

5. 委託期間 自 令和8年6月1日  
至 令和9年2月26日

※工事費概算書については、令和8年9月30日までに提出すること。

6. 設計における基本方針

施設の用途や工事の目的等を十分に把握するとともに、市有施設として求められる安全・環境・景観・コスト・保全等に対する配慮を行い、長期的な視点において柔軟な発想による創意工夫と民間ノウハウや新技術を駆使した質の高い設計に期待するものである。意匠設計にあたっては富岡市景観条例及び関係法令を遵守すること。

7. 調査業務

下高田・諸戸地区消防団詰所共

次の調査を行い、必要に応じた分析判定の上、調査報告書を作成すること。

(1) 敷地測量

ア 境界確認、横断測量

イ 造成設計

(2) 地盤調査

- ア ボーリング
- イ 標準貫入試験
- ウ 現場透水試験
- エ 土質試験

8. 設計業務

次の設計業務を行うこと。

(1) 設計内容報告書の作成

- ア 設計方針
- イ 工法・材料等の比較検討及び選定理由
- ウ コスト縮減検討
- エ 提案（色彩・使用材料・備品・ほか）
- オ その他

(2) 次に掲げる実施設計図の作成

- ア 建築意匠設計図
- イ 建築構造設計図
- ウ 電気設備設計図
- エ 機械設備設計図
- オ 外構設計図

(3) 各計算書の作成

(4) 特記仕様書の作成

(5) 工事費概算書

(6) 工事費内訳書の作成

工事費内訳書は営繕積算システム(RIBC2)により作成すること。

（一般財団法人建築コスト管理システム研究所HP (<http://www.ribc.or.jp/>)参照)  
システム使用に際しレンタル契約が必要となります。

(7) 以下の業務をはじめとする建築基準法令、消防法令、環境保全等に関する諸法令、その他監督員の指示する法令に基づく必要な調整、打合せ

- ・建築基準法に基づく確認申請手続業務
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく手続き業務

(8) その他、監督員の指示する資料の作成

9. 適用図書

原則として次に掲げる図書に基づき設計を行うものとする。なお、最新版によること。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事積算基準の解説
- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・建築構造設計指針
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備数量積算基準・同解説
- ・電気設備の技術基準
- ・内線規定
- ・その他、監督員の指示する図書

#### 10. 業務実施上の条件

主たる業務分野である「総合分野」の業務は再委託することができないものとする。

なお、「構造分野」「電気分野」「機械分野」及び監督員が認めた場合はこの限りでない。

#### 11. 業務の施行

- (1) 受託者は、監督員の指示に従い、本業務に必要な調査を行い、また関係法令に基づいて遂行するものとする。
- (2) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、監督員と打合せを行い、業務の目的を達成しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに監督員へ報告し、承諾を得なければならない。
- (4) 発注者は必要に応じ、業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- (5) 設計図書の様式、設計図の縮尺等は監督員の指示を受けなければならない。
- (6) 打合せ、会議、資料作成等に用いる消耗品費、交通費等に要する経費は、全て受託者の負担とする。

#### 12. 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義のあるときは監督員と協議しなければならない。

13. 諸届、許認可手続き

受託者は、発注者が行う諸届、確認申請、許認可申請、その他許認可を受けるために必要資料の作成及び手続きに協力しなければならない。

14. 管理技術者および照査技術者

管理技術者と照査技術者をそれぞれ選任すること。

管理技術者および照査技術者は、建築士法第2条第2項に規定される一級建築士であること。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

15. 手続き書類の提出

(1) 受託者は、本業務に着手するときに、次の手続き書類を提出し、承諾を得なければならない。

ア 管理技術者選任通知書

イ 照査技術者選任通知書

ウ 業務工程表

エ 業務一部再委託承認願

オ 設計担当者名簿及び履歴書、協力技術者名簿並びに事務所経歴書

カ その他、監督員の指示する書類

(2) 受託者は、本業務が完了したときは、業務完了報告書を提出しなければならない。

16. 成果品の提出

受託者は、本業務が完了したときに、遅滞なく次に掲げる成果品を提出しなければならない。

(1) 前記7. 調査業務に関する成果品

ア 各種調査報告書

イ その他監督員の指示によるもの

(2) 前記8. 設計業務に関する成果品

ア 設計内容報告書

イ 設計図（実施設計図・特記仕様書等）

ウ 各計算書

エ 工事費概算書

オ 工事費内訳書

カ 工事費内訳書の算出根拠資料（拾い書含む）

キ CADデータ（JWWデータ及びJWW設定データ）

ク その他、監督員の指示によるもの

- (3) 打合せ議事録
- (4) 各会議議事録
- (5) その他、監督員の指示によるもの

17. 成果品の著作権

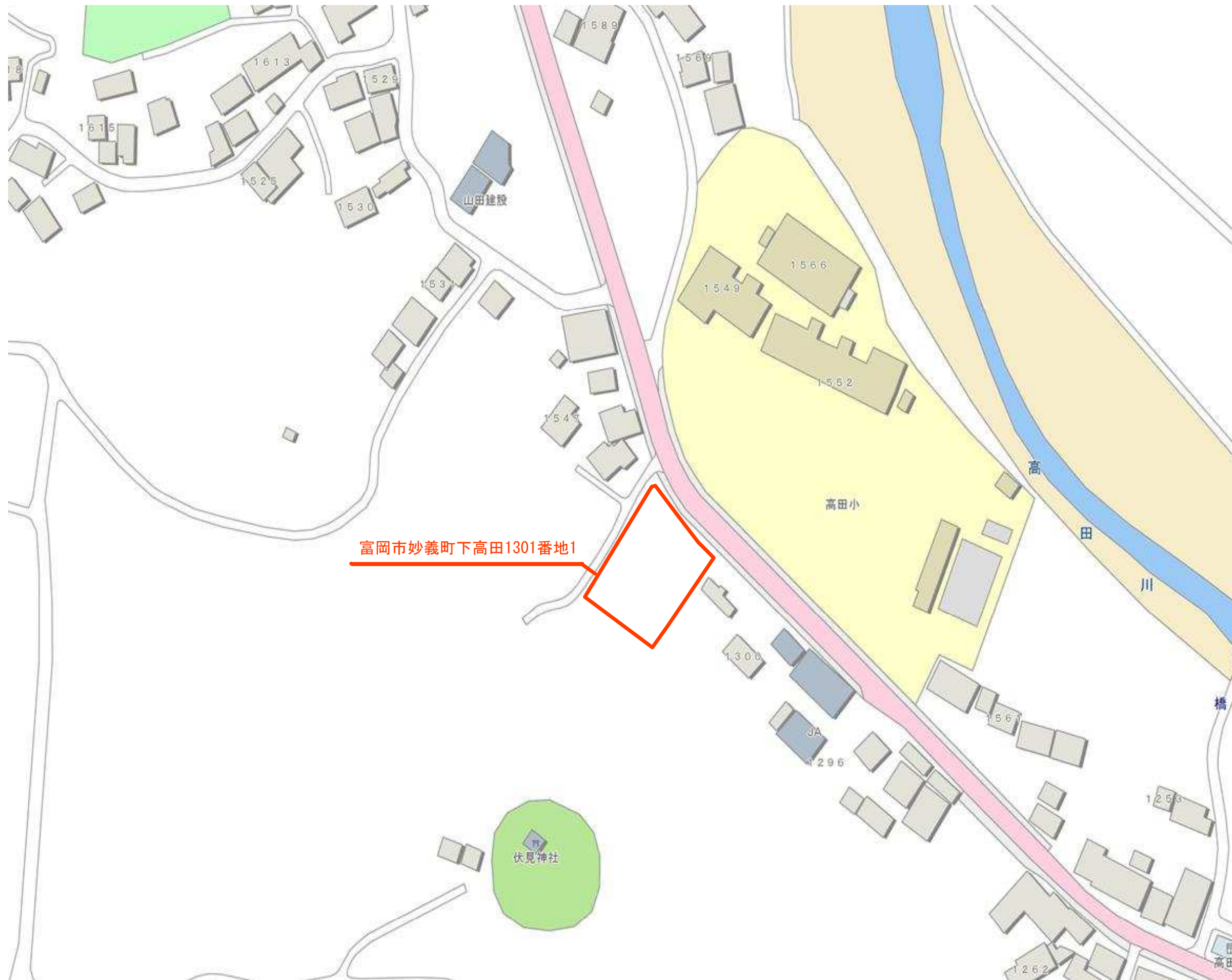
成果品の著作権は発注者に帰属することとする。また、受注者は成果品を発注者の許可無く他に利用、公表、貸与できないものとする。

18. 重要事項説明

受託者は、発注者に対し、建築士法第24条の7に基づき、契約に先立って、契約の内容及びその履行に関する事項の説明を書面をもって行うこと。

19. 書面の交付

受託者は、契約を締結したときは、発注者に対し、建築士法第24条の8に基づく書面を交付すること。ただし、同法第22条の3の3により書面を相互に交付して契約を行った場合はこの限りでない。



富岡市妙義町下高田1301番地1



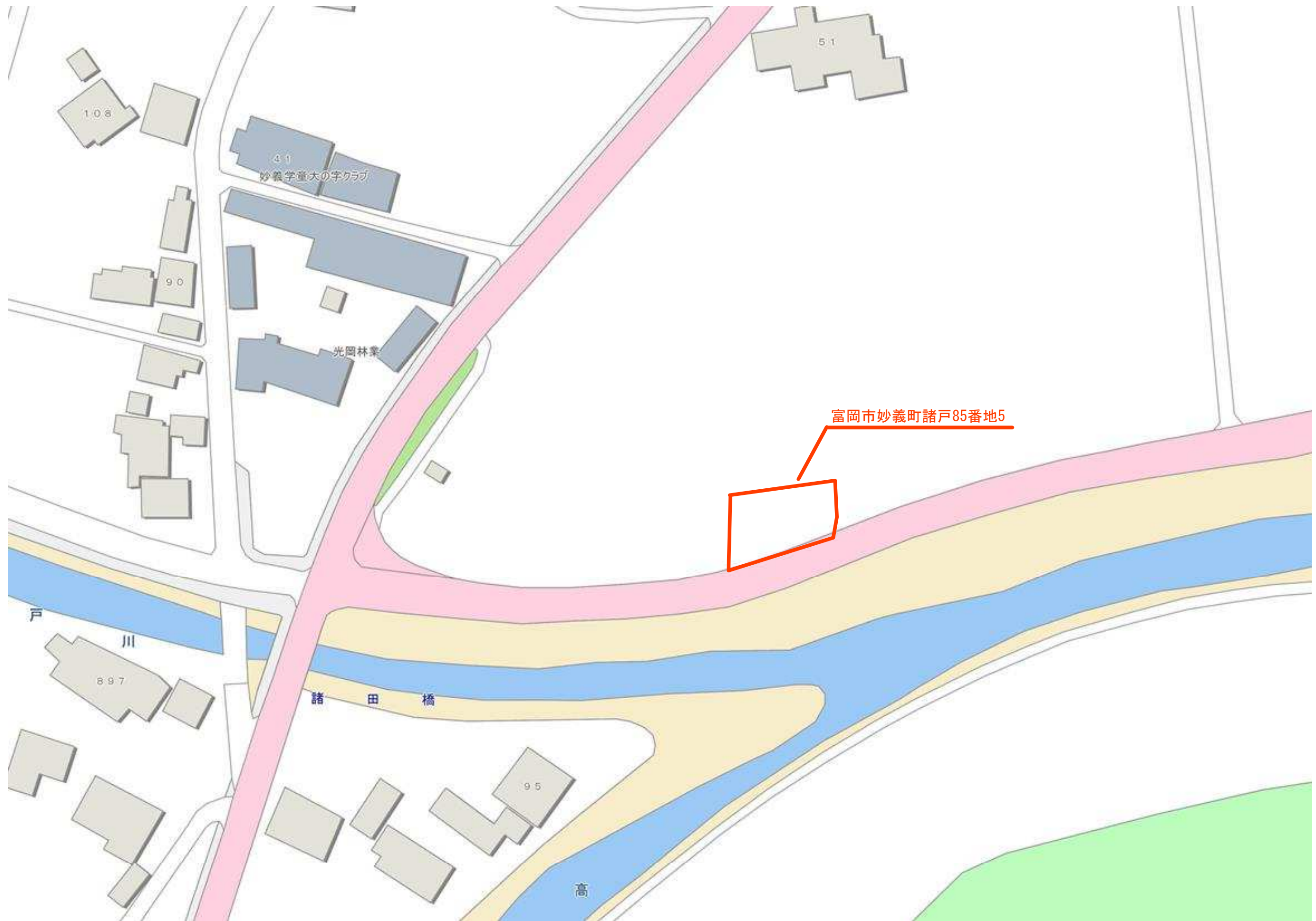
富岡市企画財務部財産活用推進課

PROJECT 令和8年度 妙義（下高田・諸戸）地区消防団詰所新築工事設計業務委託

SPOT 富岡市 妙義町下高田 地内

TITLE 案内図

SCALE FREE DATE 2026.4 No. 1



富岡市企画財務部財産活用推進課

PROJECT 令和8年度 妙義（下高田・諸戸）地区消防団詰所新築工事設計業務委託

SPOT 富岡市 妙義町諸戸 地内

TITLE 案内図

SCALE	DATE	No.
FREE	2026.4	2